

令和 年 月 日

動物検疫所長 殿

申請者の名称：

住所：

対香港輸出豚肉について

「飼養豚への豚コレラ予防的ワクチン接種に伴う香港、マカオ、シンガポール、ベトナム及びタイ向け豚肉の輸出継続のための追加条件及び手続について」（令和元年10月23日付消安第2967号の別添）4の規定に基づき、私（申告者）は、下欄1の豚肉について、下欄2から5を満たしていることを申告します。

1. 輸出する製品の詳細

輸出検査申請番号	
と畜場の名称	
と畜場の所在地	
と畜年月日	
食肉処理場の名称	
食肉処理場の所在地	

2. 上記の製品は、[CSF（豚熱）発生都道府県] *以外で生産及び処理された豚に由来するものです。
3. 上記の製品は、[CSF ワクチン接種都道府県] *以外に位置すると畜場及び食肉処理施設で処理をされた豚肉です。
4. CSF 発生都道府県以外の CSF ワクチン接種都道府県においては、ワクチン接種を開始した日以降に当該都道府県において生産又は処理された豚に由来するものではありません。
5. 1. に記載されたと畜場では、CSF のワクチン接種を行った豚を受け入れていないこと、また、上記食肉処理施設では、CSF のワクチンを接種した豚に由来する枝肉を受け入れていないことを確認しました。

以上の申告内容について事実と相違ありません。

* [] 内の都道府県名については農林水産省動物検疫所の HP で確認すること。